

平成29年度

事業計画書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

社会福祉法人 津野町社会福祉協議会

平成 29 年度 津野町社会福祉協議会 事業計画

基本理念 「住民主体の福祉のまちづくり」

背景 平成 29 年 4 月 1 日より改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人の組織運営のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務が求められるようになった。

また、複雑多様化する福祉課題に対応するため、地域において、その特色を生かし、住民主体で展開される地域福祉への期待は益々大きくなってきた。地域住民やボランティアなどのインフォーマルな活動と共に、関係機関がネットワークでつながり、新たな資源開発や地域の課題にあった活動を生み出すことが必要とされ、社会福祉協議会の果たすべき役割は一層重要視されている。

基本方針

- 一、お互いが支え合う社会的排除のない地域づくりを目指します。
- 一、地域特性を活かした個性ある小地域福祉活動を推進します。
- 一、個別支援と地域福祉活動の連携の取れた地域生活支援を推進します。

平成 29 年度 重点的な取り組み

1. 地域ごとの福祉ネットワーク構築に向けた人材把握と課題共有のための協議
2. 福祉課題を抱える人たちへの関係者ネットワークを基盤とした個別支援

【実施計画】

1. 法人基盤整備・強化

改正社会福祉法の施行に伴い、社会福祉法人としての社会的使命を自覚し、経営組織の強化、透明性の確保に向けて対応する。

(1) 運営・決議組織

➤ 評議員会

開催時期	議題（予定）
29年 6月	定時評議員会 理事及び監事の選任 事業報告及び計算書類等承認
30年 3月	評議員会 事業計画及び予算の承認
臨時	※必要に応じて

➤ 理事会

開催時期	議題（予定）
29年 5月	事業報告及び計算書類等承認
6月	会長、副会長の選任
30年 3月	事業計画及び予算に決議
臨時	※必要に応じて

➤ 監事：理事の職務の執行を監査 計算関係書類、財産目録、事業報告の監査

開催時期	監査等
29年 5月	事業及び計算書類等監査
10月	中間監査
その他	※理事会の都度、出席

➤ 評議員選任・解任委員会：必要が生じた場合に開催

(2) 住民会員制度

身近な地域福祉活動を推進していくため、社協活動への関心を深めていただくよう会員加入を推進する。会費は住民主体の福祉活動の推進のため直接活用する。

➤ 行動計画

- ・個人会員：地区長に依頼文書を配布、町内成人全員の加入を目指す。
- ・特別会員：企業、団体等に加入を依頼

(3) 財源確保と適正管理運用・事業運営の透明性の確保

社会福祉法人会計基準及び本会の経理規程に基づく適正な資金管理、運用を行うとともに、事業計画、計算関係書類等の公表を社協日より「あくしゅ」、本会のホームページ、一般の閲覧において行う。

➤ 行動計画

- ・内部牽制のルールと体制づくり
- ・閲覧対象及び期間

一般の閲覧対象となる書類等	閲覧の期間
定款	期間なし
事業計画書	当該年度が終了するまで
収支予算書	
事業報告書	本所に 5年間
貸借対照表	
収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書）	
財産目録	
監査報告	
理事・監事・評議員の名簿	支所に 3年間
評議員・役員並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	
事業の概要等を記載した書類	

(4) 職員体制

効果的な事業運営と職員間の連携を重視し、事業にあたる。

本所、支所、どんぐり農園、作業所里楽の職員配置が適正化できるよう改善に向けて検討を行う。

➤ 行動計画

- ・個別支援、地域生活支援を通してのチームアプローチ
- ・制度理解、援助技術等への研修会への参加及び内部研修の実施
- ・職員会における定例的な事業進捗状況の確認

2. 生活課題に向き合う総合相談

個別支援と地域福祉推進の視点を持ち、本会全体で総合相談に取り組む。
各事業と連携し、横断的な相談支援体制の充実を図る。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

仕事が見つからない、病院や学校に行くお金がない、食べるものがない、引きこもりがちなど、経済的自立のみならず日常生活自立支援や社会生活自立支援など本人の状態に応じて支援する。

➤ 方針

- ・アウトリーチ（地域や家庭に出向いていくこと）の徹底
- ・ニーズ発見から即対応

➤ 行動計画

- ・適切なアセスメント、支援計画作成のための職員研修
- ・福祉保健所、ハローワーク等関係機関とのネットワークづくり
- ・引きこもり、若者無業者への関係機関連携による支援(定例会)
- ・支援調整会議、担当者会議への参画
- ・短期就労場所の開拓
- ・県社協「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」との連携
- ・生活福祉資金貸付相談事業との連携による支援
- ・民生児童委員との同行訪問等の実施
- ・フードバンク活動への参画と連携

(2) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、精神障害者等）が福祉サービスの利用が適切にできるように援助を行い、それに伴う日常的な金銭管理等を併せて行うことで、地域の中での自立した生活を支援する。

➤ 方針

- ・利用者が持っている能力を十分に引き出し、利用者自身が行おうとすることを支援していく。
- ・自己決定を尊重しながら利用者の地域生活を支える。

➤ 行動計画

- ・専門員と生活支援員が連携して支援にあたる
- ・預かり物品の保管および使用を適正に行う
- ・関係機関との情報共有及びチーム支援
- ・広報活動（事業の周知と生活支援員の確保）

(3) 生活福祉資金貸付相談制度

収入が不安定な世帯や障がいをもつ方等の世帯に必要な資金を貸し付け、暮らしを支援する制度。高知県社会福祉協議会が実施主体であるが、貸付相談や償還助言は、本会が窓口となり、必要な支援を行う。自立相談支援事業との連携で事業を実施する。

- 方針
 - ・滞納世帯の生活状況の把握と支援
- 行動計画
 - ・生活困窮者自立相談支援事業との連携による支援
 - ・借受世帯の台帳整備
 - ・滞納世帯への定期的な訪問、償還指導

3. 住民主体の福祉コミュニティづくり

社会とつながりをもちにくい人が地域の中で孤立しないように、声なきSOSに気付き、情報の発信や受信、見守りと情報共有ができるような地域の福祉力を高めることを目指して、本会が行う各種の事業が有機的に連携するよう職員間の課題共有を行うこと、地域の福祉的支援のための人材を知り、地域との課題共有をすることを意識した事業展開を行う。

(1) 福祉委員活動

住民目線で様々なニーズに気付き、早期発見から早期対応につながるしくみづくりのために、民生児童委員の主たるサポート役として福祉委員を位置づけ、地域の福祉力を高めることを目指す。

- 方針
 - ・福祉委員と民生児童委員をつなぐ
 - ・福祉委員の役割の見える化
- 行動計画
 - ・福祉委員・民生児童委員等連絡会の開催
 - ・民生児童委員との連携強化
 - ・手引書の発行
 - ・福祉委員研修会の開催

(2) 地域サロン

地域の高齢者や障がい者等とボランティアとが協働で地域のつながりを大切にしたい企画運営を行う。地区集会所等を活用し、回数や内容も地域の実情に合わせながら開催できるように世話人の支援を行う。

- 方針
 - ・地域で一人ぼっちをつくらないための気軽な集いの継続支援
- 行動計画
 - ・町との検討会を通じた支援体制整備と役割分担
 - ・サロン世話人連絡会の開催
 - ・サロン交流輪投げ大会の実施
 - ・サロン活動情報紙の発行

(3) 福祉パトロール

町内の70歳以上の一人暮らし高齢者や75歳以上の高齢世帯を住民や各関係機関等がチームを組んで、安心・安全見守り台帳の更新、新たに台帳作成をする方への緊急連絡先等聞き取りのための在宅訪問を行う。

- 方針
 - ・見守り支援体制の構築と地域、関係者のつながりづくり
- 行動計画
 - ・民生児童委員協議会の協力による対象者の確認
 - ・東地区、西地区で実施
 - ・町内関係機関、各種団体、地域住民への協力依頼

(4) 安心・安全見守り台帳とお守りカード

福祉パトロールで情報収集した安心・安全見守り台帳の記載事項を速やかにシステムへ入力し、紙台帳でも管理する。

平成30年度システム転換に向けて、システム構築やネットワーク設定等の準備を行う。

- 方針
 - ・緊急時に対応できるように台帳の整備及び地域住民への周知
- 行動計画
 - ・お守りカードは、民生児童委員の協力を得て速やかに配布
 - ・お守りカードの様式(自由記載用)を社協パンフレットに掲載
 - ・民生児童委員による定期的な訪問と関係機関との連携
 - ・緊急時に対応できる職員間の連携体制
 - ・あったかふれあいセンター利用者情報との連携

(5) あったかふれあいセンター事業

地域コミュニティの拠点として、多くの住民が参加、参画できるよう、サテライト毎に特色のある活動を展開し、地域の情報を集め、地域サロンや住民力を含めた地域福祉における支援活動を進める。

➤ 方針

- ・孤立や閉じこもりの住民の情報を得て、積極的な訪問活動を展開
- ・介護予防体操を活性化させ、「元気に暮らす」を認識してもらう
- ・民生児童委員等地域のキーパーソンとのつながり強化

➤ 行動計画

- ・利用者参加の運営体制にするための運営協議会の開催
- ・スタッフによる地域訪問活動の実施
- ・介護予防講習会の開催

《実施拠点》

拠点の名称	開設場所	開設予定日
いちょうの郷	奥四万十の郷	毎週月曜日
鶴松の風	しらいしの里 憩	毎週火曜日
新田くつろぎ家	老人福祉センター	毎週水曜日
いらずのさと	船戸多目的集会所	毎週木曜日
せんだん	かわうそ図書館	毎週金曜日

4. 助け合い・支え合えるつながりづくり

お互いさまの土壌づくりを目指し、できるときにできる活動を提供し合うボランティアのしくみを構築していく。

(1) ボランティア活動

ボランティアセンター機能の充実を図りながら、ボランティア活動の普及、活動支援を行う。個人ボランティアの台帳登録によりボランティア及び活動の把握を行い、更に、地域に合った福祉活動につなげることを目指す。

- 方針
 - ・助け合いの地域づくりの核となる人と活動を知る
- 行動計画
 - ・個人ボランティア登録
 - ・ボランティアの発掘、活動のコーディネート
 - ・ボランティア活動保険の情報提供、加入事務
 - ・町ボランティア連絡協議会の事務局

(2) 住民参加型助け合い制度「ほっとサービス」

住民の参加と協力により、日常生活に支障のある在宅の要支援者の暮らしを支援し、津野町で生活する住民同士が助け合いの輪を広げていくことを目指す。

- 方針
 - ・地域での助け合い活動との連携
- 行動計画
 - ・相談からの迅速な対応
 - ・協力会員台帳の整備
 - ・支援要請を受けてから早期の現地下見、利用者への連絡

(3) ふれあい配食サービス

一人暮らし高齢者、高齢世帯等の住民が生活に張りを持ち、食を楽しむよう、民生児童委員、ボランティア手作りのお弁当を昼食時に自宅まで届ける。訪問したボランティアが話し相手となって、身体状況の把握にもつながる。

- 方針
 - ・豊かな在宅生活支援のための心通う温かな交流の継続
- 行動計画
 - ・東地区 月4回、西地区 月3回の実施
 - ・「あくしゅ」による地域への食材料提供依頼
 - ・ボランティア交流研修の実施
 - ・担い手のボランティアが理解できるよう事業目的の徹底
 - ・衛生管理、感染症予防対策の徹底

(4) 災害ボランティアセンター事業

災害時の円滑なボランティア活動支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置、運営にかかわる各種団体や関係機関と相互にコミュニケーションを図る。

- 方針
 - ・災害ボランティア活動の必要性の理解、啓発
- 行動計画
 - ・災害ボランティアセンター運営会議の開催
 - ・災害ボランティアセンター模擬訓練の実施
 - ・社協初期行動計画の策定
 - ・町防災担当課との協議、連携
 - ・高幡広域社協災害時支援協定に関する調整、協働
 - ・関係機関、団体緊急時連絡先一覧表の更新

5. 啓発・福祉教育事業

社会福祉について関心と理解を深め、地域福祉活動への主体的な参画と協働を促すことを目指していく。

(1) 社協だより「あくしゅ」

本会の事業・活動及び福祉全般に関する情報を地域住民に提供し、福祉意識を高めていくことを目的に発行する。

- 方針
 - ・ボランティアの活躍、地域づくりの啓発
- 行動計画
 - ・住民福祉活動、ボランティア活動、本会の事業等を掲載
 - ・共同募金助成金や社協会費の民間財源の活用について啓発
 - ・毎月発行、全戸及び関係機関、特別会員へ配付

(2) 社協リーフレット「こんにちは社会福祉協議会です！」

社協会員会費制度の周知と会員登録の依頼時に、社協事業の紹介資料を作成、住民に配布する。

- 方針
 - ・社協事業の啓発
- 行動計画
 - ・会員募集時に配布（7月）
 - ・リーフレット裏面に「お守りカード」の様式を記載

(3) 子ども福祉・ボランティア活動

園児や小学生、中学生が年齢に応じたふれあいや助け合いの取り組みができるように、こども園、小中学校と連携し、学校と地域とのコーディネートを行う。

- 方針
 - ・子どもたちの福祉意識の向上に向けての体験支援
 - ・こども園、学校との顔の見える関係づくり
- 行動計画
 - ・校長会で趣旨の説明
 - ・ボランティア活動・福祉教育推進事業助成金交付
 - ・町内小・中学校への福祉出前講座の実施
 - ・学校の地域コーディネーターとの連携

6. 在宅介護・在宅支援事業

介護保険制度の動向は、地域支援体制の確立を目指していることから、これまで以上に自立生活支援の視点で地域福祉分野と連動しながら各種サービスを実施する。

(1) 訪問介護事業の実施

利用者の希望や思いをしっかりと聴き、自宅で気持ちよく生活できるように支援する。利用者の状態や状況の変化を常に把握し、課題を検討しながらより良い支援につなげる。

- 方針
 - ・利用者に寄り添ったチームケア
- 行動計画
 - ・スタッフ間の情報交換を日常的に行い、統一された支援を実施
 - ・研修会等への積極的参加で訪問介護員のスキルアップにつなげる
 - ・医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域住民・地域福祉担当との情報共有と連携
 - ・利用者の苦情解決のための対応（振り返りの実施、記録簿の整備）
 - ・迅速な事務処理

(2) 訪問入浴介護事業

自宅で入浴困難な方に対して、訪問入浴車を派遣し、居宅内で入浴していただくことによって、清潔保持、身体機能の維持をはかる。

- 方針
 - ・利用者、家族とのコミュニケーションを大切にした介護
- 行動計画
 - ・居宅介護支援事業者、医療機関との連携、調整
 - ・スタッフミーティングの実施

(3) 福祉用具貸出し

在宅要介護者の利便を図るため、本会保有の福祉用具（電動ベッド、車いす）の貸し出しを円滑に行う。

➤ 方針

- ・介護初任者の方への不安や疑問を解消できるような対応
- ・相談から貸出し、搬出への迅速な対応

➤ 行動計画

- ・福祉用具の衛生と安全管理、メンテナンスの実施
- ・利用者宅へのベッドの搬出入の実施
- ・介護用品についての相談対応とあっせん
- ・地域包括支援センター等関係機関との連携
- ・福祉用具貸出し状況を明確にするための台帳整備

(4) 生活支援型配食サービス

町からの受託事業として実施。ケア調整会議で必要と認められた方へ毎日型昼食を提供する。

➤ 方針

- ・在宅生活継続のための利用者ニーズに応じた対応

➤ 行動計画

- ・普通食は、町内飲食業者に、特別食は、特別養護老人ホームへ調理を委託
- ・本会職員による配達と見守り
- ・緊急時の対応についての職員の共通理解と体制整備
- ・利用者台帳の整備（緊急連絡先等）
- ・配達職員による近況等の情報共有
- ・地域包括支援センター等との情報共有
- ・利用状況の管理、利用料の確実な徴収
- ・配達記録の整備

7. 障がい者地域生活支援

ノーマライゼーションの理念を大切に、また、本年度から施行される障害者差別解消法の目的を理解し、地域で障がいをもつ人が自分らしい生活ができるような支援を目指す。

(1) 地域活動支援センター

町からの受託事業として実施。地域で暮らす障がいのある人たちが気軽に来ることができる場所として、集いを定期的を実施し、社会との交流、創作的活動、生産活動の機会の提供によって、自立した生活が営めるように支援する。交流事業実施に当たっては、ボランティアの協力を得る。

- 方針
 - ・個別支援を重視した社会参加につながるかかわり
 - ・利用者自身の能力を生かした主体的な集いの実施
- 行動計画
 - ・わきあいあい広場の毎月実施
 - ・わきあいあい広場ミニでの生活スキルの向上支援
 - ・必要な在宅障がい者への在宅訪問の実施
 - ・障がい児家族との交流会の実施
 - ・障がい児童生徒対象の長期休暇支援事業の実施
 - ・保健師、相談支援事業所との連携によるケースの共有
 - ・ボランティアミーティングの実施

(2) 障害居宅介護事業

指定障害福祉サービスとして実施。障がい者が在宅生活及び地域生活を送るうえで、訪問介護員により必要な生活支援等を行う。

- 方針
 - ・障がいや個性に応じた支援
- 行動計画
 - ・相談支援事業所との連携
 - ・介護事業所(本所)と支所との連携による利用者のニーズ把握
 - ・ケース検討会の実施(毎月)
 - ・介護職員の研修

(3) 移動支援事業

町からの受託事業として実施。障がいのある人が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に移動を支援する。本会の訪問介護員が支援する。

- 方針
 - ・障がいやニーズに応じた社会参加及び外出の支援
- 行動計画
 - ・相談支援事業所と連携
 - ・安全な支援のための家族との情報共有

(4) 日中一時支援事業

町からの受託事業として実施。家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、町総合保健福祉センターを利用して、障害のある人の日中における活動の場を提供する。本会の訪問介護員等が支援する。

- 方針
 - ・障がいやニーズに応じた社会参加及び外出の支援
- 行動計画
 - ・相談支援事業所と連携
 - ・関係機関との連携

8. 就労継続支援（B型）事業所

「笑顔で働き、安心して自立を目指せる事業所」を目指して、利用者の立場に立った支援を行う。

（1）事業運営

サービスの質の向上を目指して、利用者が安心して利用できるための人的、物的環境整備を行う。

- 方針
 - ・ チームアプローチによる支援
 - ・ 利用者の利用日数増を目指した支援
 - ・ 安心して楽しく利用できるための環境整備と職員の質の向上
- 行動計画
 - ・ 利用者の送迎サービスの実施
 - ・ チームアプローチのための情報、支援目標の共有
 - ・ 相談支援事業所等関係機関との連携強化
 - ・ 職員のスキルアップ等研修の実施、基本姿勢の徹底
 - ・ 利用者家族との情報共有及び連携
 - ・ 苦情解決の対応

（2）就労支援

どんぐり農園では、農作業、公共施設清掃受託事業を行う。作業所里楽では、施設の清掃・クリーニングの受託事業、喫茶事業、クッキー製造販売等を行う。

- 方針
 - ・ 利用者の障がい、能力の応じた作業の支援
 - ・ 収益増を目指し、利用者の工賃アップにつなげる
- 行動計画
 - ・ 利用者の高齢化に伴う作業等の見直し
 - ・ 販路拡大、商品開発、売上げ目標の共有
 - ・ 作業効率と利用者に合わせて作業環境の整備
 - ・ 作業目標の見える化
 - ・ 個別支援計画の作成、支援会議、モニタリング会議の実施

（3）生活支援

利用者の体調や困りごとに配慮しながら、利用者本位の支援を行う。

- 方針
 - ・ 年齢、障がい等の配慮に立った日々の不安にも寄り添える支援
- 行動計画
 - ・ 毎朝の体調チェック、バイタルチェック、体操の実施
 - ・ 相談支援事業所、保健師との連携
 - ・ 障がい別研修、支援技術等の研修への参加

9. 共同募金事業、日赤事業

(1) 共同募金、歳末たすけあい募金の募集と助成

共同募金運動は、共同募金委員会運営委員会、審査委員会によって推進する。国民たすけあい運動としての「赤い羽根共同募金」の趣旨を理解し、住民に広く寄付金を募集する。

- 方針
 - ・募金活動の意義の啓発
- 行動計画
 - ・共同募金募集時期：10月～12月
 - ・福祉関係団体等への助成受付、助成決定：5月
 - ・歳末たすけあい「もちつき」の実施

(2) 歳末たすけあい事業「おせち料理の配食」

歳末たすけあい義援金を有効に活用し、心温まるお正月を迎えてもらうために、町内の高齢者世帯等を対象に「おせち料理」を配食する。ボランティア、民生児童委員等の手作りで実施する。

- 方針
 - ・心豊かなお正月を迎えられるための心配り
- 行動計画
 - ・ボランティアとの協働で内容の検討
 - ・民生児童委員の協力による対象者の把握
 - ・材料代高騰により、献立の検討

(3) 日赤（日本赤十字社）事業と社資募集

日赤事業推進のための社資を住民から募集する。社員制度の変更に
ついて啓発し、防災知識の普及に努める。

- 方針
 - ・防災、災害支援と社資募集の趣旨の連動による啓発
- 行動計画
 - ・日赤社資募集と社資管理、台帳整備
 - ・日赤奉仕団との連携
 - ・災害ボランティアセンター運営会議の事業との連携
 - ・自主防災組織への防災用品支援の検討
 - ・大規模災害への義援金募集用の窓口募金箱の設置
 - ・県支部より救援物資の預かり保管
 - ・高幡地区、県支部が行う災害救護等の研修への参加

10. 福祉団体等の活動支援

次の5団体と事務委託協定書を双方で取り交わし、事務局を受け持ち、各団体の事業計画に基づき、活動を支援する。

- (1) 民生児童委員協議会
- (2) 老人クラブ連合会
- (3) 障がい（児）者連合会
- (4) 母子寡婦団体「ひまわりの会」
- (5) シルバー介護士会「ひだまり」

《参考資料 1》

月別事業計画

No. 1

	1. 法人基盤整備	2. 総合相談	3. 福祉コミュニティ	4. 助け合い・つながり	5. 啓発・福祉教育	6. 在宅介護・在宅支援	7. 障がい者地域生活支援
4月	・定款変更登記 ・高幡社協連総会	・支援調整会議（随時） ・若者サポート定例会	・福祉委員等連絡会 ・サロン世話人連絡会	・ボランティア登録更新 ・ボラ連絡会総会 ・災害ボラセン運営会議 ・配食利用通知	・あくしゅ（毎月） ・校長会福祉教育説明	・ヘルパーケース検討会 （随時）	・わきあいあい広場
5月	・事業会計監査 ・理事会	・生福：払込通知票送付	・福祉委員等連絡会 ・パトロール協力者依頼	・	・福祉教育ボランティア助成事業 審査決定		・わきあいあい広場
6月	・定時評議員会 ・理事会 ・代表者、資産変更登記 ・役員B別意見交換会		・福祉パトロール（全町）			・ヘルパーOJT研修 ・高幡ヘルパー連絡会	・わきあいあい広場
7月	・会員募集 ・四国地域福祉セミナー	・若者サポート定例会	・福祉パト追加調査 ・福祉委員研修会		・社協リーフレット発行		・わきあいあい広場 ・長期休暇支援事業
8月		・生福：払込通知票送付	・サロン対抗輪投げ大会				・わきあいあい広場 ・長期休暇支援事業
9月			・お守りカード配布 ・ふくしのまちづくり 研修会	・災害ボラセン運営会議		・高幡ヘルパー研修	・わきあいあい広場
10月	・前期事業会計監査	・若者サポート定例会		・災害ボラセン模擬訓練		・ヘルパーOJT研修	・わきあいあい広場
11月		生福：払込通知票送付 ・滞納世帯償還指導		・配食ボランティア研修	・健康ふくし展		・わきあいあい広場
12月			・福祉委員推薦依頼 ・サロン交流輪投げ大会	・歳末おせち配食		・高幡ヘルパー連絡会	・わきあいあい広場 ・長期休暇支援事業
1月		・若者サポート定例会					・わきあいあい広場 ・長期休暇支援事業
2月	・監事研修	生福：払込通知票送付 ・自立支援関係者連絡会		・配食利用者調査 ・災害ボラセン運営会議		・ヘルパーOJT研修	・わきあいあい広場
3月	・理事会 ・評議員会	・専門員研修			・福祉教育ボランティア助成事業 実績確認	・高幡ヘルパー連絡会	・わきあいあい広場 ・長期休暇支援事業
		・相談、面談（随時）		・災害時職員初期行動計画策 定検討会（随時）	・出前福祉講座（随時）	・ケース検討会（毎月） ・サービス提供者研修 ・生活支援配食ケア会議	・わきあいミニ（月2回） ・ボランティアミーティング（随 時）

	8. 就労継続支援	9. 共同募金・日赤	10. 各福祉団体の月別事業計画				
			民生児童委員協議会	老人クラブ連合会	障がい(児)者連合会	ひまわりの会	シルバー介護士会
4月	・職員会、個別支援会議 (毎月・随時) ・社会見学		・役員会 ・総会 ・県民児連総会 ・福祉委員連絡会	・親睦旅行 ・会計勉強会 ・役員会	・役員会	・総会	・総会
5月	・春の特産市	・日赤社資募集 ・共募助成受付 ・共募審査委員会 ・共募運営委員会	・高幡民協総会研修会 ・福祉委員連絡会	・役員会 ・総会 ・体力測定 ・陶芸教室	・なかまのつどい ・県身障スポーツ大会		
6月			・県中堅民生委員研修 ・福祉パトロール ・学校子ども園訪問		・高幡運動会	・親睦旅行	
7月	・熱中症予防教室(里楽) ・社会見学		・制度100周年記念全国大会	・役員会 ・会長会			・ひだまりの集い
8月			・中堅民生委員研修	・役員会	・役員会	・24時間テレビ	
9月	・避難訓練		・県民生委員大会 ・お守りカードの配布	・社会奉仕の日 ・ろうれんピック ・グラウンドゴルフ大会 ・若手高齢者スポーツ交流			
10月		・共同募金募集 ・日赤奉仕団・リーダー研	・主任児童委員、会長研修会	・体育大会 ・老人大学 ・陶芸教室 ・健康ウォーキング	・バスハイク		・研修旅行
11月	・一泊研修旅行 ・事業所見学	・歳末もちつき	・制度100周年四国B大会	・体力測定 ・高幡老人芸能大会	・中四国身障福祉大会	・親睦旅行	・ひだまりの集い
12月	・料理教室	・歳末おせち配食	・総会 ・おせち配食 ・法定民協会長研修会	・会長会 ・役員会 ・施設訪問	・クリスマス会	・年末交流会	
1月		・日赤災害救護救援研		・役員会	・役員会		・ひだまりのつどい
2月	・社会見学		・配食利用者調査			・親睦旅行	
3月	・避難訓練	・共募運営委員会 ・募金実績報告		・会長会 ・役員会 ・ふれあいグラウンドゴルフ	・役員会		
	・定期販売活動		・定例会(毎月)	・社交ダンス、3B体操(毎月)	・会報発行	・役員会(年3回) ・物品販売	・在宅訪問(毎月第3月曜日)